

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 12 月 24 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「砂防指定地内河川である郷川の護岸のうち、竹原市吉名町〇〇付近の場所は、公道である竹原市道峠郷線（自動車交通不能）の路肩と郷川の護岸が一体となっており、かつ、市道面と河川底の高さは 2 m 以上ある。当該事実関係を踏まえて、平成 13 年度及び平成 14 年度に施工した護岸修繕工事の際に、法令で定められた車両用防護柵（ガードレール）の設置について、関係機関と協議した内容を記録した文書」（以下「本件請求文書 1」という。）及び「竹原市道峠郷線における車両用防護柵の未設置区間（郷川の護岸と一体となる部分である河川の左岸）について、今後の整備計画の中に盛り込まれている車両用防護柵の有無を記載した文書」（以下「本件請求文書 2」という。）の開示を請求（以下、これらを「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書 1 及び本件請求文書 2 について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下、本件請求文書 1 についての処分を「本件処分 1」、本件請求文書 2 についての処分を「本件処分 2」という。）を行い、それぞれ平成 16 年 1 月 6 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 1 月 13 日、本件処分 1 及び本件処分 2 を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分 1 及び本件処分 2 を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 法令に基づいて、車両用防護柵を設置すべき場所と考えられるにもかかわらず、関係機関と協議した記録がないということ、公文書をもって明記したことになり、全く不自然な処分である。

- (2) 広島県知事は、本件処分1に係る理由説明書の中で、「防護柵は道路管理者が設置するものであり、河川管理者の行う事業である護岸修繕工事で道路管理者の行うべき防護柵の設置をする理由は存在しないものである。」としたが、一方で、別件の理由説明書では、「当該進入路については、一般的に車両の通行が行われている事実があれば足り、道路法及び車両制限令の要件への適合性までは問わないこととしている。」とし、道路管理者である竹原市が「自動車交通不能」として法的に管理している道路を、人命の危険があるにもかかわらず通行するよう強要した事実がある。
- (3) 法令で定められた車両用防護柵の設置の要否について、法令を遵守したいとする竹原市側の要求に基づき同市と協議したことが十分に想定されることから、当該協議内容を記録した文書を速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分1及び本件処分2を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分1について

異議申立書で主張されている「車両用防護柵を設置すべき場所」とは、郷川左岸の峠橋から異議申立人の縁故者宅前までの間と考えられる。

当該区間は、郷川護岸天端と竹原市道峠郷線の舗装面とが等高となっており、道路の状況からすると、道路施設が河川施設の一部を利用しているものであり、当該箇所は兼用工作物として位置付けられるものである。

兼用工作物は外観上では一体であるが、道路施設と河川施設という相異なる性格のもので構成されており、当該各施設管理者も異なることとなる。

道路管理者が行う交通安全施設の事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年4月1日法律第45号）に規定されており、「さく（防護柵）」がこの規定のなかに含まれている。

そして、防護柵は道路管理者が設置するものであり、河川管理者の行う事業である護岸修繕工事で道路管理者の行うべき防護柵の設置をする理由は存在しないものである。

したがって、異議申立書で主張されている、関係機関と協議した記録は存在しない。

2 本件処分2について

護岸の整備計画がされるとしても、道路の附属施設が河川事業計画のなかに含まれる理由はないものであり、防護柵設置の必要があれば、本件の場合、砂防指定地内の兼用工作物として位置付けられている箇所であることから、道路管理者が砂防設備管理者に協議して設置すべきものである。

しかしながら、竹原市が市道の整備計画を広島県に提示する根拠はなく、また、実際、峠郷線の道路管理者である竹原市から防護柵設置の協議がされていない。

また、広島県としては現時点で郷川の護岸整備の計画をしていない。

したがって、異議申立書で主張されている、今後の整備計画を記載している文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件処分1について

本件請求文書1は、実施機関が特定の護岸修繕工事を行う際に車両用防護柵の設置について関係機関と協議した内容を記録した文書である。

実施機関は、防護柵は道路管理者が設置するものであり、河川管理者の行う護岸修繕工事で道路管理者の行うべき防護柵の設置をする理由は存在しないため、本件請求文書1は存在しないと説明する。

確かに、河川管理者である東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）が道路の附属施設である防護柵を設置することは考えられないが、道路管理者である竹原市が、防護柵の設置について河川管理者である竹原支局と協議することはあり得ることであり、現に異議申立人は、「法令で定められた車両用防護柵の設置の要否について、法令を遵守したいとする竹原市側の要求に基づき同市と協議したことが十分に想定される」と主張しているところである。

しかしながら、実施機関によると、道路管理者である竹原市は、防護柵設置について、竹原支局と協議していないということであり、現在でも現地に防護柵が設置されていないことからすると、本件請求当時、竹原市が竹原支局と協議したことを推測させる事情は見当たらない。

竹原市が防護柵設置について竹原支局と協議していないのであれば、実施機関がそれに関する文書を作成していないのは当然である。

したがって、実施機関が本件請求文書1は不存在であるとして、本件処分1を行ったことは妥当である。

2 本件処分2について

本件請求文書2は、特定場所の車両用防護柵の未設置区間において、今後の整備計画の中に盛り込まれている車両用防護柵の有無を記載した文書である。

実施機関は、道路管理者である竹原市が市道の整備計画を実施機関に提示する根拠はなく、実際、防護柵設置の協議がなされていないと説明する。

確かに、道路の附属施設である車両用防護柵の有無が整備計画の中に盛り込まれるとすれば、竹原市の市道の整備計画においてであると考えられ、河川の整備計画に車両用防護柵の有無が盛り込まれるとは考えられない。

また、実施機関によると、当該区間の河川の整備計画は現在に至るまで具体化したものはないということであるので、当該区間の車両用防護柵の有無が盛り込まれた文書が存在しないというのも当然である。

さらに、実施機関によると、実際に竹原市から防護柵設置について協議がなされていないということであるから、仮に竹原市の市道の整備計画の中に防護柵の有無が記載された文書があったとしても、当該文書を実施機関が取得していなくても不自然ではない。

そうすると、実施機関が本件対象文書2を作成又は取得していないとして本件処分2を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 11. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 11. 29	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 4. 28	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 5. 8	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 7. 29 (平成 26 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
26. 8. 27 (平成 26 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授